

補足資料
(第3回部会開催分)

目次

2-12 温室効果ガスの排出量の違いについて	P 1
2-13 在宅医療廃棄物の法的位置づけ	P 2

(参考資料) 在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物の適正処理について通知文

2-1 2 温室効果ガスの排出量の違いについて

「京都市循環型社会推進基本計画～京のごみ戦略 21～」(以下「ごみ戦 21」という。)と「京都市役所 CO₂削減アクションプラン」(以下「アクションプラン」という。)における温室効果ガスの排出量の比較表(平成 19 年度)

(単位：t-CO₂)

		ごみ戦略 21	アクションプラン	アクションプラン (参考 単年度のごみに含まれる プラスチックの比率を使用)
排出	①CC でのプラスチック焼却に伴う CO ₂ 排出量 (計算に用いた組成比率の種類)	150,640 (湿重量比)	163,227 (※1)	149,292 (乾重量比)
	②CC 等での電力使用による CO ₂ 排出量	(※2)	4,190	4,190
	③CC での全焼却に伴う N ₂ O, CH ₄ 排出量	8,685	8,686	8,686
削減	④CC での売電による排出量削減量	30,699	-	-
	⑤リサイクルによる排出量削減量	11,995	-	-
合計 (①+②+③-④-⑤)		116,631	176,103	162,168

※1：過去 3 年間を平均した乾重量比

※2：「ごみ戦 21」では、CC 等での発電量と消費電力量の差を CC での売電量として計算している。

計算に用いたプラスチック量の組成比率が、「ごみ戦 21」では平成 19 年度の湿重量比、「アクションプラン」では過去 3 年間を平均した乾重量比を使用している。そのため、①CC でのプラスチック焼却に伴う CO₂ 排出量の計算に違いがある。

また、「ごみ戦 21」では④CC での売電による排出量削減量と⑤リサイクルによる排出量削減量を含んでいる。

以上の内容より、「ごみ戦 21」、「アクションプラン」に、温室効果ガスの排出量に違いがある。

経年変化を把握するため、組成比率を「ごみ戦 21」で定められた単年度の湿重量比を用いて算定しているが、今回策定する新京都市循環型社会推進基本計画においては、京都市の他計画との整合性を考慮して、単年度の乾重量比を用いて温室効果ガスの排出量を算定する。

2-13 在宅医療廃棄物の法的位置づけ

引用：環境省 在宅医療廃棄物取扱方法検討調査報告書 平成 17 年 3 月

在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き 平成 20 年 3 月

1 在宅医療廃棄物に関する法規制

在宅医療廃棄物は、在宅医療に関わる医療処置に伴い家庭から排出される廃棄物を対象とし、廃棄物処理法において一般廃棄物に分類される。

よって在宅医療廃棄物は、廃棄物処理法第 6 条の 2 第 1 項の規程に基づき、市町村が一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における当該廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに、収集、運搬及び処理しなければならない。

2 在宅医療廃棄物取扱の現状

在宅医療の普及、進展とともに、一般家庭からも点滴バッグや注射器等の廃棄物が排出されるようになってきている。しかしながら、それらの排出方法、処理実態については、周知や調査が十分に実施されていないのが現状である。

3 「在宅医療廃棄物の処理の在り方検討会」の設置

在宅医療廃棄物取扱の現状を受けて、環境省は平成 15 年、16 年度に自治体、医療関係者、学者等の有識者で構成する「在宅医療廃棄物の処理の在り方検討会」を設置し、在宅医療廃棄物の処理状況に関し体系的な調査を実施するとともに、在宅医療廃棄物の在り方について検討を行い、報告書としてとりまとめ、平成 17 年 9 月に各都道府県、社団法人日本医師会及び社団法人全日本病院協会に対して通知が出された。

その後、平成 20 年 3 月に、市町村において、在宅医療廃棄物の処理（収集、運搬及び処理）を適切に進めていく際の参考になるように「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き」を作成した。

4 在宅医療廃棄物取扱方法検討調査報告書の内容

(1) 望ましい処理方法

①注射針等の鋭利な物は医療関係者あるいは患者・家族が医療機関に持ち込み、感染性廃棄物として処理する。

②その他の非鋭利な物は、市町村が一般廃棄物として処理する。

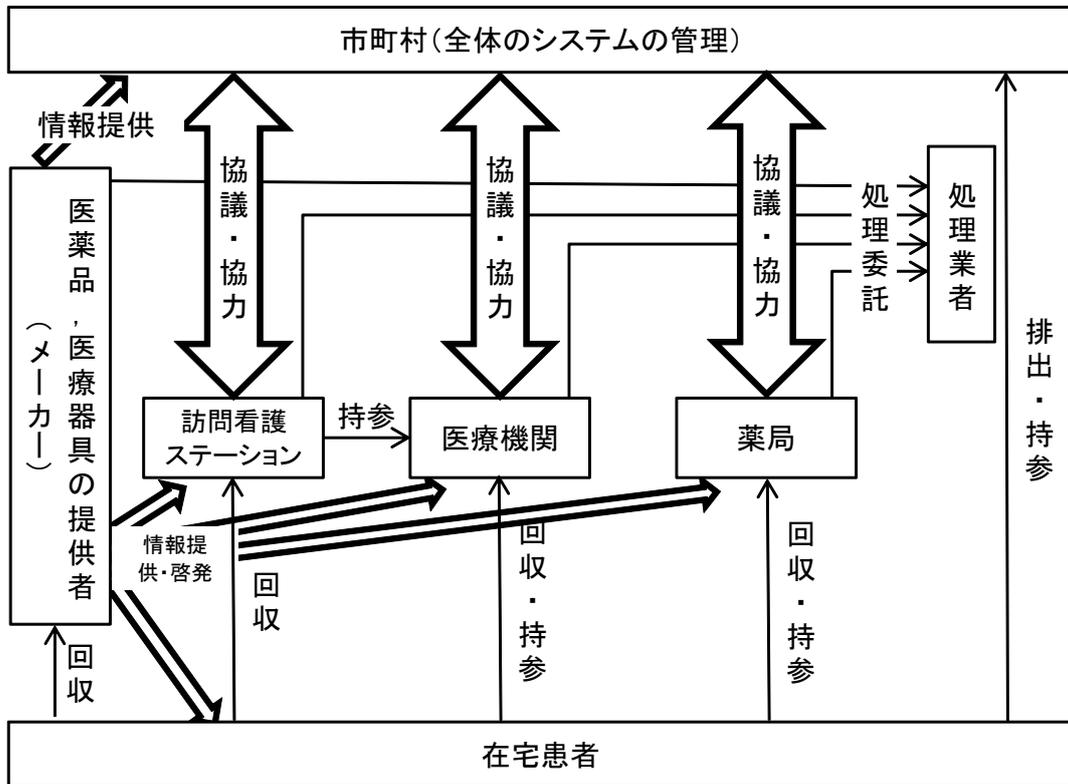
(2) 在宅医療廃棄物処理の課題

①注射針等感染性の観点から取り扱いに特段の注意が必要な廃棄物について、患者のプライバシーを配慮した、安全な回収、処理の確保。

②市町村が受け入れない在宅廃棄物は医療関係者（医療機関、薬局等）により回収、処理されているものの、処理責任、費用負担等が医療関係者に課されること。

③今後、更なる在宅医療の進展、拡大に伴い、現在医療機関において感染性廃棄物として排出されているものが家庭から排出される場合に、一般廃棄物として取り扱うことが適当かどうかの整理。

(3) 在宅医療廃棄物処理の概念図



5 在宅医療廃棄物について千葉市薬剤師会と千葉市の協定事例（協定締結型）

協定内容	<p>平成 17 年 9 月の環境省からの通知を受けて、千葉市薬剤師会の申し出により、平成 18 年 2 月に千葉市薬剤師会と千葉市の間で、在宅医療廃棄物の適正な収集、処理について相互に協力を図るといった内容の協定を締結した。</p> <p>■役割：医療機関・薬局…鋭利な物を回収し産業廃棄物として処理する。 千葉市…その他の非鋭利な物は一般廃棄物として処理する。 鋭利な物を回収している薬局の広報・啓発。</p> <p>■処理費用の負担・補助等：特に明記なし。</p>
------	---

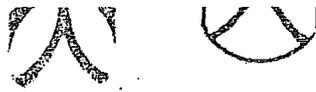
6 在宅医療廃棄物の川崎市薬剤師会による回収取組事例（薬剤師会主導型）

取組内容	<p>平成 15 年 9 月より，家庭から出る在宅医療廃棄物の薬局での回収を開始。その後，川崎市の広報活動の支援を得て，市のホームページ等に回収参加薬局等の情報を掲載し，市民へ広報している。川崎市と協定は結んでいない。</p> <p>■役割：薬局…鋭利な物及び不要になった医薬品を回収し産業廃棄物として処理する。</p> <p>川崎市…その他の非鋭利な物は一般廃棄物として処理する。 回収している薬局等の情報の広報。</p> <p>■処理費用の負担：鋭利な物及び不要になった医薬品…回収参加薬局 その他の非鋭利な物…川崎市</p>
------	---

現在，京都市の在宅医療廃棄物の取り扱いについては，注射針等の鋭利な物については交付された医療機関や薬局に返却するよう啓発を行い，非鋭利な物については家庭ごみとして収集としている。

しかしながら，実際には家庭ごみや資源ごみの中に，注射針等の鋭利な物が排出され，収集運搬や選別処理時に危険性を伴っている。

今後の京都市にふさわしい在宅医療廃棄物の取り扱いとして，他都市の事例を参考にして，市内の医療機関や薬局等にて注射針等の鋭利な物を回収して，適性に処理する仕組みを構築する必要がある。



環廃対発第050908003号

環廃産発第050908001号

平成17年9月8日

各都道府県廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長



産業廃棄物課長



在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物の適正処理について

廃棄物行政の推進については、かねてから御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物（以下、「在宅医療廃棄物」という。）の処理については、平成10年7月30日付け衛環第71号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物の適正処理の推進について」に基づいて適切に行われるよう貴管下市町村等へ御指導いただいていたところです。在宅医療廃棄物は一般廃棄物であることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第1項の規定に基づき、市町村が一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における当該廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならないこととしていますが、近年、在宅医療の進展に伴い在宅医療廃棄物の排出量が増加していることから、環境省ではその処理状況を調査し、在宅医療廃棄物の処理の在り方を検討するため、平成15年度及び平成16年度に「在宅医療廃棄物の処理の在り方検討会」（以下、「検討会」という。）において調査検討を行いました。今般、その検討結果を報告書として別添のとおり取りまとめましたので、業務の参考としていただくようお願いします。

検討会では、在宅医療廃棄物の処理の在り方については、今後も引き続き検討することが必要であるとしつつも、現段階で最も望ましい方法として、(1) 注射針等の鋭利な物は医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物として処理する、(2) その他の非鋭利な物は、市町村が一般廃棄物として処理するという方法が考えられるとしています。在宅医療廃棄物の処理に当たっては、市町村は関係者と連携を図りつつ、本報告書を参考に地域の状況に応じた処理方法を検討し、一般廃棄物処理計画の中に位置づける等の所要の手続きを取られるようお願いいたします。

貴職におかれては、貴管下市町村等（政令市を含む）へ周知いただきますようお願いいたします。

また、報告書は環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/recycle/report/h17-03/index.html>) に掲載していますので、貴管下市町村等への周知等に御活用ください。

なお、本件については、社団法人日本医師会及び社団法人全日本病院協会にも協力を要請しておりますので、念のため申し添えます。